

みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

みどり市長 須藤 昭男

1 業務概要

- (1) 業務名 みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託
- (2) 業務内容 別紙「みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

2 参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条第1号又は同条第2号及び第3号に規定する者でないこと。
- (4) 仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。
- (5) 公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成18年みどり市告示第13号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、市税等を滞納していないこと。
- (7) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

3 手続

みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

なお、実施要領、仕様書、各種様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。

4 事務局

- (1) 所在地 〒379-2395
群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地（みどり市役所 笠懸庁舎 1 階）
- (2) 担当窓口 みどり市市民部 SDGs 推進課
《電子メール》sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp
《電話番号》 0277-76-0985（直通）